達成状況

Α

#### 現状と課題

- ・特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化しているため、指導に当たる教員の専門性や学級経営力をいかに高めるかが課題となっています。
- ・通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、校内支援体制のさらなる充実を図るとともに、高等学校においては、外部機関及び支援人材の活用等による効果的な支援の在り方を検討する必要があります。
- ・いじめの態様が年々変容し、新たな問題も生じる中で、学校、家庭、 地域において、いじめ防止への意識を高く保っていくことが求められて います。
- ・不登校や貧困など、子どもが抱える今日的課題に対して適切な支援が 求められていることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推 進します。

# 政策目標

すべての子どもがいき いきと個性を発揮できる よう、障害の有無にかか わらず、一人ひとりの教 育的ニーズに適切に対応 していく教育(支援教 育)を学校教育全体で推 進します。

# 主な取組成果

小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、市立小学校113校のうち79校で児童支援コーディネーターを専任化しました。専任化された児童支援コーディネーターが、授業や生活の様子を見回りながら児童とコミュニケーションをとって見守り活動を行うとともに、必要に応じて保護者からの相談を受けることで、いじめの未然防止や児童生徒の抱える課題の改善につなげることができました。また、児童支援コーディネーターが中心となって、学校管理職や担任などとともに、学校全体の連携協力体制を構築することにより、校内の支援体制の整備を行うことができました。

市立小・中学校等に週2回(180分)を上限として看護師が学校を訪問して、特別支援学級等に在籍する 児童生徒に対してたんの吸引などの医療的ケアを行うことで、児童生徒に付き添う必要があった保護者の 負担を軽減することができました。

全市立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、市立小学校及び高等学校へ巡回型のスクールカウンセラーを派遣しました。更に平成28年度からは特別支援学校にも要請に応じてスクールカウンセラーを派遣し、市立全学校において課題を抱えた児童生徒への相談体制を構築し、児童生徒や保護者の困り感の解消につなげることができました。

各区・教育担当にスクールソーシャルワーカーを1名以上配置し、学校からの要請や区・教育担当の判断に基づいて学校に派遣しました。スクールソーシャルワーカーは児童生徒を見守り、教職員や保護者からの聞き取り等を通じて状況を把握し、校内の支援体制への助言や適切な社会福祉機関等との連携・協力に取り組むなど、課題を抱える児童生徒の環境改善に力を発揮しました。

意欲と能力のある生徒が経済的理由のために修学を断念することのないよう、高校生に対して奨学金を支給し、大学生に対して奨学金を貸与し、子どもの学びを支援することができました。また、平成28年度は奨学金制度の見直しを行い、対象校種の拡大や入学支度金の支給時期変更など、より実態に即した支援を行いました。

#### 参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名	実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)
児童支援活動推進校における 支援の必要な児童の課題改善 率	87% (H 2 6)	93%	95%		97%

児童支援活動推進校において把握している支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある(6月時点)児童の割合【出典:川崎市教育委員会調べ】

指標名		実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)
児童支援活動推進校に 支援の必要な児童に対 援の未実施率(小学校	する支	2. 7% (H 2 6)	0.6%	0.5%		0%
児童支援活動推進校において 童の割合【出典:川崎市教育			の必要な児童数に対	して、その後の支持	- 爱が実施できなかっ	た(6月時点)児
個別の指導計画の作成 (小・中・高等学校)	率	56% (H 2 6)	66%	70%	_	70%
すべての市立小・中・高等学 割合【出典:川崎市教育委員		る、通常の学級に	こ在籍する支援の必	要な児童生徒に対し	して個別の指導計画	iを作成した学校の
	小学校	60% (H 2 5)	65.8%	78.7%	_	80%
いじめの解消率 *	中学校	86. 2%	83.2%	87.1%		90%
いじめが解消した割合(解消	肖した件数/	´認知件数×100)	【出典:市立小・「	中学校における児童	生徒の問題行動等の	の状況調査結果】
いじめに関する意識	小6	76. 8%	77.0%	78.3%		100%
いしめに対する忌眠	中3	62. 2%	64.2%	66.4%		100%
「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合【出典:全国学力・学習状況調査】						
不登校児童生徒の出	小学校	0. 34% (H 2 5)	0.38%	0.41%	_	0.30%
現率 *	中学校	3. 65% (H 2 5)	3.48%	3.34%	_	3.47%
何らかの心理的、情緒的、身	r体的、ある	いは社会的要因	・背景により、連続	と又は継続して30日月	以上欠席した児童生	徒数の割合(不登

|何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合(不登校児童生徒数/全児童生徒数×100) 【出典:市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果】

## 主な課題

子どもの抱える課題を早期に解決し、学校の支援体制を確立するため、全ての市立小学校で児童支援コーディネーターを専任化することが必要です。

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童生徒にとって最も適した学びの場を提供することができるよう、また、安心して学校に通うことができるよう、医療的ケアの充実が求められています。また、高等学校における通級制度の導入等、小学校から中学校、高等学校へ支援の継続性が求められています。

能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒の一助となるよう、奨学金制度について国や神奈川県の動向を注視しながら、見直しを視野に入れた検討を行う必要があります。

<sup>\*</sup> 参考指標「いじめの解消率」及び「不登校児童生徒の出現率」については、出典もとの調査取りまとめの関係で、1年度前の数値を記入しています。

## 教育改革推進会議における意見内容

児童支援コーディネーターの専任化は学校における包括的な児童支援体制の強化に繋がっており、効果的な取組である。また、支援が必要な児童への対応には家庭との連携が不可欠であることから、児童支援コーディネーターの役割等について保護者への十分な周知が必要である。

障害のある子とない子が共に学ぶ環境は、いずれの立場の子どもにも良い影響を与えるものであるため、インクルーシブ教育システムの構築は非常に大切な取組である。

特別な教育的ニーズのある児童生徒は年々増加している状況であるので、教育委員会が中心となって 長期的な視点から指導体制の整備に取り組んでいってほしい。

不登校を生み出さない環境づくりも重要だが、学校とフリースクールなどが連携しながら、不登校になった児童生徒への支援を丁寧に進めていくことも大切だと感じる。

# 今後の取組の方向性

全ての市立小学校において児童支援コーディネーターを専任化し、小学校における包括的な児童支援体制を整えます。

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、児童生徒に適切な学びの場を提供するための医療的ケアの充実についての検討を進めるとともに、特別支援学校や通級指導教室がその専門性を生かして各学校を支援することで、全ての学校での支援力の向上を目指します。

不登校の状態になっている児童生徒を支援するため、市内6か所に設置している「ゆうゆう広場(適応指導教室)」において小集団による体験活動や学習活動等の充実を図るとともに、在籍校と連携しながらー人ひとりに寄り添った登校支援を行います。

施策1	支援教育の推進
概要	すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることを目指します。

事務事業名	児童支援コーディネーター専任化事業					
担当課	指導課	関係課				
事業の概要	小学校における児童支援コーディネーター専任化により、ニーズに応り 支援体制を構築し、外部機関との連携や幼保との連携・中学校への引継を 若手教員の育成など、小学校段階における早期の適切な支援と教育を実施 ます。					
	H 2 7	H 2 8	H 2 9			
事業計画	小学校65校で児童支援 コーディネーターを専任化					
	実施状況					

- 児童支援コーディネーターを専任化した学校を、65校から79校に拡充しました。 児童支援コーディネーターのスキルアップと情報共有を目的として、養成研修を6回・児童支援活 動推進会議を5回実施しました。

- 児童支援コーディネーターの専任化による教育的ニーズのある児童の支援の充実については効果が 検証されていることから、今後は専任化されていない学校においても同様の支援環境を整える必要
- があります。 全ての小学校において、すべての子供が安全・安心して生き生きと活動できる学校づくりを推進し ていきます。

事務事業名	特別支援教育推進事業					
担当課	指導課		関係課			
事業の概要	第2期特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育を推進します。 共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムを構築します。 教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備します。 小・中・高等学校における支援体制を整備します。 教職員の専門性の向上を図ります。 相談や保護者支援のあり方を検討します。					
	H 2 7		H 2 8	H 2 9		
事業計画	下 2 / 東京 2 / 東	に応じた:ポーター	高等学校への状況 特別支援教育サ の配置 等の入院児童生徒 背導の実施 学校高等部分教室	放充された中央支援学校 等部分教室の供用開始 高等学校における支援体制 の充実		
	の実施 サポートノートの効果的な活用の推進 (仮称)こども心理ケアセンター内学級の教育課程の 編成等開設準備		こども心理ケアセ 学級の開設			
	実施	状況		l		

- 120名の特別支援教育サポーターを20,887回配置しました。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒への看護師訪問については、週1回(90分間)から週2回(180分間)に拡充し、希望した12名に実施しました。
- ●特別支援教育の専門性向上に関わる研修については、特別支援教育センターにおいて必修研修24回、希望研修13回を開催しました。
- こども心理ケアセンターかなで内に井田小学校・井田中学校の特別支援学級分教室を開設しました。

- 高等学校における特別支援教育の充実について、今年度の検討結果を踏まえ、より一層取り組んでいく必要があります。
- 通常の学級に在籍する教育的ニーズのある児童の支援の充実を目的に、通級指導教室の専門性を生かした取組を推進します。
- 医療的ケアが必要な児童生徒については、安心して学校生活が送れるよう、より一層の支援の充実に取り組んでいく必要があります。
- 教員に対する研修やサポートノートの効果的な活用の推進については、特別支援学校地域支援部の活動を通して、具体的に進めていきます。

事務事業名	共生・共育推進事業					
担当課	教育改革推進担当		関係課			
事業の概要	豊かな人間関係を育む「かわさき共生*共育プログラム」を実践し、(め・不登校の未然防止等を図ります。 「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の を図ります。					
	H 2 7		H 2 8	H 2 9		
	各学校における「かわさき 共生*共育プログラム」年間6時間実施の推進					
事業計画	年間3回、担当者研修の実 施			<del></del>		
	研究推進校での効果測定に ついての検証					

# 実施状況

- 共生・共育担当者研修会を2回(4月、8月)開催しました。
- 指導者育成の充実のため、校内研修等(のべ25回)を実施しました。
- 研究協力校17校において効果検証等の調査研究を行いました。
- いじめ、不登校等の未然防止と早期発見・解決のための「効果測定」の活用を推進しました。

#### 課題と今後の取組

● プログラムの効果的な実践には教職員の理解や、継続のための校内体制づくりが必要であり、引き 続き担当者研修会や要請訪問研修を行います。

	1					
事務事業名	児童生徒指導・相談事業					
担当課	総合教育センター	関係	<b>孫課</b> 教育改革	推進担当		
事業の概要	スクールカウンセラカウンセラカウンセラカウンセラカウンセラカウンセラウン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステ	レセラーを派遣し、 ごもたちの豊かない 環境の調整を行う 弱との連携により は制づくりや、地	各学校で不登校 心を育むためにその スクールソーシャル 問題の解決を支援 域や関係機関等との	やいじめの問題 の活用を促進 ルワーカーを各 します。		
	H 2 7	H 2 8		H 2 9		
	市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置					
事業計画	市立小学校、高等学校への 学校巡回カウンセラー7名 の派遣			<b></b>		
	各区1名のスクールソー シャルワーカーの配置			<del></del>		
実施状況						

- 市立中学校全52校にスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校・特別支援学校へは学校 からの要請に応じて、市立高等学校全5校へは週1回程度計画的に、学校巡回カウンセラー7名を 派遣し、課題を抱えた児童生徒達へ相談活動を行いました。
- ▶ 各区に1名以上(川崎区に2名。計8名)のスクールソーシャルワーカーを配置し、当該児童生徒 が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて課題解 決への対応を図りました。

- 様々な相談のニーズに迅速かつ適切に対応するために、相談体制を維持していきます。● 今後も、学校や家庭において様々な課題を抱え生活している児童生徒、保護者に対し、カウンセ ラーによる心理面からの支援、子供が置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカー による支援を継続して取り組みます。
- 教育的ニーズのある子どもに組織的に関わるための校内相談体制の充実を図り、地域・関係機関・ 関係部署との連携強化に取り組みます。

事務事業名	適応指導教室事業			
担当課	総合教育センター		関係課	
事業の概要	不登校の児童生徒の居場所(安心安全感を得る場所)として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動の他、きめ紙やかな相談活動を通して、子どもたちの自主性の育成や、人間関係の適性・自尊感情を高めることにより、状況の改善を図り、学校や社会への復帰にながるように取り組みます。			
	H 2 7		H 2 8	H 2 9
事業計画	市内 6 箇所での適応指導教室の運営 メンタルフレンド(ボランティア学生)の募集及び配置			
実施状況				

- 市内6か所の適応指導教室において、小集団による体験活動や学習活動等を行い、不登校の状態にある児童生徒の自尊感情を高めることや自主性を育むこと等、学校や社会への復帰につながる支援を行いました。
- 通級する児童生徒の中で、年度途中に学校へ登校できるまでの状態に改善した者や、中学3年生は、就学・進学等、進路を決定することができました。
- 平成28年度は12名のメンタルフレンド(ボランティア学生)を配置し、通級している児童生徒の活動支援を週1回程度行いました。

- 不登校の状態にある児童生徒の教育の機会として、また、安全に安心して活動できる居場所として、市内6か所の適応指導教室の運営を継続しながら、不登校の状態の改善に向けた機能をさらに充実させる必要があります。
- 学校をはじめとした関係諸機関等との連携を強化し、児童生徒の様態や環境に応じた支援につながるよう取り組みます。

事務事業名	海外帰国・外国人児童生徒相談事業					
担当課	総合教育センター		関係課	カリキュラムセンター		
事業の概要	総合教育センターを中心に、区・教育担当、各学校と連携した相談・就学体制づくりを進めます。 日本語指導が必要な児童生徒に、日本語指導等協力者(学習支援員)を派遣します。 日本語指導が必要な児童生徒に対して、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。					
	H 2 7		H 2 8	H 2 9		
事業計画	海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の充実 日本語指導等協力者の派指導 日本語指導 等協力日本の学習 支援の推進 帰国・外国人児童生徒教育 国際教会の実施 国際教を特別の教育課程のまたに向けた準備			国際教室(日本語教室)における特別の教育課程の実施・中・特別支援学校における特別の教育課程の実施に向けた検討		
	実施	状況		•		

- 日本語指導が必要な児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めるため、海外帰国・外国人児童生徒に対して教育相談を実施し、221名の相談活動を行いました。
- 初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援として、日本語指導等協力者を215名派遣しました。
- 相談、就学体制づくりのために、帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会を年2回(7月、1月) と、国際教室担当者連絡協議会(6月、12月)を実施しました。

- 海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談は年々増加する傾向にあり、それに伴い、日本語指導等協力者の派遣件数も増加しています。引き続き、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した支援を充実させていくために、日本語指導等協力者派遣事業の充実を図るとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めていく必要があります。
- 相談、就学体制づくりのために、今後も帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会、国際教室担当者 連絡協議会を継続し、内容の充実を図ります。

事務事業名	就学援助・就学事務				
担当課	学事課		関係課		
事業の概要	経済的理由のため就学困難と認められる学齢児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助金を支給します。 学校教育法等法令に基づき、学齢児童及び生徒の就学事務を行います。				
	H 2 7		H 2 8	H 2 9	
事業計画	全保護者への申請書の配布 及び申請意思の確認、所得 照会を行うことにより、援 助を必要とする対象者への 確実な援助費の支給 学齢簿のオンライン化準備	学齢簿の	オンライン化	<b>———</b>	

夫他认沉

- 就学援助については、引き続き、全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行う ことにより、援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給を実施しました。
- 就学事務については、事務の正確化・効率化を推進するため、住民基本台帳システムと連携する 「就学事務システム」(学齢簿のオンライン化)について、平成28年4月に開発業務に着手し、 平成29年1月から本稼働を開始しました。

#### 課題と今後の取組

- 就学援助については、およそ1万人分の認定者への支給手続にかかる事務処理が、各学校及び事業 所管課の大きな負担となっているため、今後システム化による大幅な見直しを含めた事務処理の効 率化に取り組む必要があります。
- 就学事務については、平成29年1月から本稼働した「就学事務システム」により、事務の正確 化・効率化を推進します。

事務事業名	奨学金認定・支給事務				
担当課	学事課		関係課		
事業の概要	経済的理由のため修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給します。 経済的理由のため修学が困難な大学生に対し、奨学金を貸与します。				
	H 2 7 H 2 8 H 2 9				
事業計画	高校奨学金及び大学奨学金 の制度見直し検討				
実施状況					

- 高等学校奨学金については、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)及び専修学校の高等課程 を支給対象に追加し、入学支度金の支給時期を入学準備に資するため入学後の5月から入学前の3 月中の支給を可能とする制度改正を行うとともに、認定した奨学生に対し入学支度金(平成28年 度168名、平成29年度224名)、学年資金(平成28年度561名)を支給しました。
- 大学奨学金については、認定した奨学生(今年度採用者10名を含め、計36名)に対し奨学金を 貸与するとともに、国の大学奨学金制度の検討や他都市の状況などを調査し、本市の大学奨学金の 在り方について、引き続き検討を行いました。

- 高等学校奨学金については、意欲、能力ある生徒が将来社会的に自立するために有効な支援策であ るため、申請基準と採用基準の乖離をなくし、申請基準を満たした生徒全員に奨学金を支給できる よう、制度の充実を図る必要があります。
- 大学奨学金については、国の奨学金制度と併用している方が多いことを踏まえ、引き続き国の動向 を注視するとともに、他都市の制度を調査・分析を行いながら見直しを視野に入れた検討を行う必 要があります。